

千葉県立保健医療大学将来構想検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 図書館長
- (5) 歯科診療室長
- (6) 学科長
- (7) 専攻長
- (8) 共通教育運営会議会長
- (9) 学内委員会管理運営部門委員会群総括委員長
- (10) 学内委員会教育研究社会貢献委員会群総括委員長
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる大学の将来構想に関するビジョンの設定・推進・評価に関する事項を所掌する。

- (1) キャンパス統合の検討に関する事項
- (2) 大学院設置の検討に関する事項
- (3) 公立大学法人化等の検討に関する事項
- (4) 地域貢献の拠点づくりの検討に関する事項
- (5) その他大学の発展・充実のための将来構想に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長の指名による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第9条 委員会は必要に応じ、将来計画に関する専門の事項を調査、研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。